



## 新年あけまして おめでとうございます！



## 令和5年の夢や目標に向かって頑張っていきましょう

大木中学校の皆さん、新年あけましておめでとうございます。

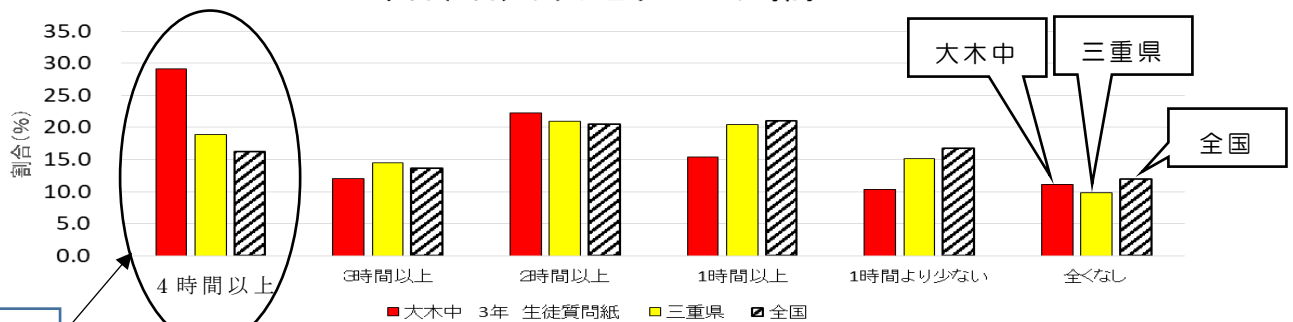
令和5年（2023年）卯（うさぎ）年がスタートしました。お正月は穏やかに過ごすことができましたか。卯年は、ウサギが穏やかで温厚な性質から「家内安全」や、跳躍する姿から「飛躍」や「向上」を象徴する年と言われています。皆さんがめざす夢や目標に向けて飛躍する素晴らしい一年となることをお祈りいたします。“一年の計は元旦にあり”と言われるように、物事は初めが大切です。3年生は、目の前に迫った高校入試等に全力であたってください。1年生、2年生は、次の学年に向けて各教科の復習や体力づくりに取り組んでください。

保護者や地域の皆様には、日頃から大木中学校の教育活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

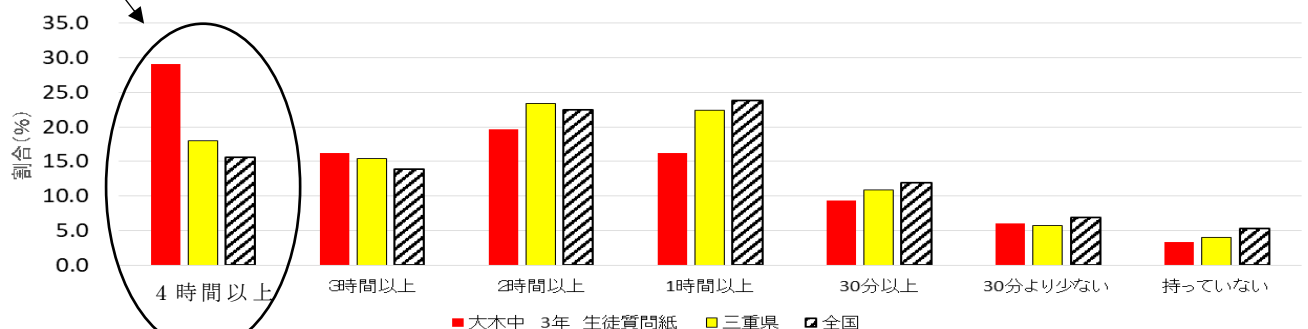
## 家庭学習や読書の充実を！

1月11日（水）から「家庭学習・読書の強化週間」を実施します。令和4年度のまとめとなる3学期のスタートに、家庭学習や読書習慣の充実をめざして取り組んで下さい。下のグラフは、昨年4月に実施した「全国学力・学習状況調査」の生徒アンケート結果です。特徴として、1日にテレビゲーム、SNSやスマホを4時間以上使っている人が多い傾向がみられます。学習にスマホやインターネットを活用するのであれば良いのですが、1日2時間以上テレビゲームやスマホを使っている場合は、生活習慣の見直しが大切だと思います。

平日(1日)のテレビゲームの時間



平日(1日)のSNSやスマホの時間



# 自転車のヘルメット着用が努力義務！

家庭生活でも自転車に乗るときには、  
命を守るためヘルメットをかぶろう

道路交通法が改正され、「自転車乗車時のヘルメット着用努力義務」について、令和5年4月26日までに施行（法を実施すること）されます。学校では、安全のためヘルメットを着用することで自転車での登下校を許可しています。家庭生活でも自分の命を守るために、自転車に乗るときにはヘルメットを着用しましょう。



## 【保護者の皆さんへ】

改正された道路交通法（第63条の11）では、「児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない」と、保護者の努力義務も示されています。

## 交通事故にあったら、下記の内容により行動してください！



児童生徒が交通事故（自転車が加害場合を含む）にあった場合に、自動車の運転者から「大丈夫？」と聞かれ、児童生徒がとっさに「大丈夫」と答えたと、運転者が警察を呼ばずに立ち去るケースが発生しています。自動車や自転車と接触するなど交通事故にあったら、落ち着いて下記の内容により行動してください。

- ① 痛いところを運転者に伝える。
- ② その場で保護者を呼んでもらう。または、学校に連絡を入れてもらう。
- ③ 自動車の色やナンバー、特徴を覚える。
- ④ 運転者に「連絡先を教えてください（書いてください）」と言う。

## ～ 表彰 ～

【吹奏楽部】 三重県アンサンブルコンテスト地区大会

- ◆ 中学校の部 混成8重奏 銀賞
- ◆ 中学校の部 打楽器4重奏 銀賞
- ◆ 中学校の部 金管8重奏 銀賞

【ハンドボール部】 第13回愛好会カップハンドボール大会

- ◆ 男子の部 優勝
- ◆ 女子の部 優勝

